

令和4年度第2回 さいたま市都市局指定管理者審査選定委員会 議事概要

- 1 日 時 令和4年7月28日(木) 午前11時00分から午前11時30分まで
- 2 会 場 ときわ会館5階 小ホール
- 3 出席者 (委員) 涌井 雅之委員長、町田 誠委員、関根 ゆり委員、
黒田 典子委員、本多 建雄委員、麻生 和彦委員
(所管課) 都市公園課
(事務局) 都市総務課
(オブザーバー) 竹澤都市局理事(公募対象公園施設設置等予定者選定委員会代理委員)、
門馬都市戦略本部行財政改革推進部長(公募対象公園施設設置等予定者選定委員会代理委員)

- 4 欠席者 篠崎 靖夫委員

5 諮問内容と答申結果

選考方法(案)について諮問を受け、次のとおり答申した。(6 議事要旨を参照)

施設名称	施設数	施設種別	募集方法	指定期間
与野公園	1	都市公園	非公募	令和6年4月1日 ～令和26年3月31日

6 議事要旨

(本委員会は「令和4年度 第2回 さいたま市 公募対象公園施設設置等予定者選定委員会」と同日に連続して開催されたものである)

●議題 与野公園の新たな指定管理者候補の選定について(選考方法案)

<説明>

所管課(都市公園課)より、選考方法案の内容について説明。

■募集区分

単独

■設置条例名・設置目的

さいたま市都市公園条例

公民連携により、市民の遊びと憩いの空間として、また一時的な避難場所として活用できる公園を設置するため

(公募設置管理制度(Park-PFI)及び指定管理制度を活用して民間事業者のアイデアと優れた経営ノウハウにより、これまでの本市の都市公園にはない魅力的な公園の設計施工・管理運営を行うことを目的とした。)

■施設概要

所在地：さいたま市中央区本町1丁目1468-2

規模：52,967 m²

主な施設：都市公園法の公募設置管理制度（Park-PFI）による公募提案により決定予定

■業務内容

維持管理業務、運営管理業務

■指定期間

令和6年4月1日から令和26年3月31日まで（20年間）

（都市公園法の公募設置管理制度（Park-PFI）に基づく公募対象公園施設の設置管理許可期間と同じ20年間とした。）

■募集方法

非公募

（都市公園法の公募設置管理制度（Park-PFI）による公募で選定された認定計画提出者を指定管理者とするため非公募とした。）

■申請資格要件

主な要件として、次の4点を設定。

- ・業務を円滑に遂行できる安定かつ健全な財務能力を有する団体等
- ・業務を遂行するために必要不可欠な資格を有している団体等
- ・個人情報保護及び情報公開について市の施策に準じた措置が講じられること
- ・本市情報セキュリティポリシーに合意し、遵守できる体制であること

■選定基準

さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第1項各号に掲げる基準に基づき審査項目を設定。

- ・市民の平等な利用が確保できるものであること
- ・事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること
- ・事業計画書の内容に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること

配点については、当該施設の管理では、利用者からの要望、また、苦情も多いことが想定され、その対応次第では、利用者が安全、安心、快適に利用できなくなるため、指定管理者の適性項目の配点ウェイトを重視した。

■利用料金制

なし

（現有施設が無い「利用料金制なし」としているが、事業者の提案により生じる

可能性あり。)

■指定管理料（上限額）

27,705千円／年

■スケジュール

都市公園法の公募設置管理制度（Park-PFI）による公募期間：

令和4年8月初旬頃から3か月

審査選定委員会（候補者の選定）：令和4年12月下旬頃

<質疑等>

- Q 今回の事業に限らず、さいたま市における指定管理者制度の運用に対する意見となるかもしれないが、近年物価の上昇が著しく、今後も上昇が予測される。今回の事業における指定管理料については、5年おきに金額の見直しを行う旨の記載があるものの、指定管理料の変更については適宜、柔軟に対応していただきたい。指定管理業務を20年実施するとなれば、当然物価状況も変わっていくと考えられる。他の自治体ではベースアップを見越して人件費を1%づつ上乘せしている事例もある。
- A 物価変動については承知しており、市の内部では他の指定管理業務を含め、柔軟に対応していくという方針である。今回の事業では5年に1度という記載にはしているが、申し出があれば、都度協議をしていきたい。
- Q 公募設置等指針の1ページ目の与野公園の概要においてバラサポーターについてのみ言及されているが、これ以外のボランティア活動団体が存在している場合は、情報提供の意図を込めて、それら活動団体を記載しておくことが望ましい。指定管理者にとっては関係団体との紛争も運営上のリスクとなる。
- A 事務局にて現在の公園の指定管理者や近隣住民への聞き込みを実施し、与野公園における活動団体の洗い出しを行った。バラサポーターのほか天祖神社の活動内容を確認しているが、それ以外には主だった活動団体が見当たらなかったため、公募設置等指針においてはバラサポーターについてのみ言及した記載とした。
- Q 指定管理業務仕様書の8ページに駐車場の施錠の時間について記載があるが、例えばPark-PFIの認定計画提出者から夜通し駐車場を解放するような提案があった場合は柔軟に対応していくということでしょうか。
- A そのように対応する。
- Q 指定管理業務仕様書の18ページに事故災害発生時の緊急対応とあるが、新型コロナウイルス感染症拡大以降、感染症への対応が重要になっていると思う。したがって、仕様書内においては事故や災害だけでなく、感染症に関する考え方も入れておくことが望ましい。また、同様の観点で20ページに各種計画を定めることとしている箇所において

も、感染症も災害に含まれるという前提に立ったうえで、災害時の計画策定を義務づけるような記載をしておくことが望ましい。さらに、従来の指定管理業務仕様書から対象外となる項目を見え消しで提示するのではなく、新しい時代に対する市の対応や姿勢を見せた方がいいのではないのか。

A ご指摘を踏まえ、感染症に関する記述などを追記する。

Q 与野公園は現在指定管理者による管理がなされていたのか。また、公募設置等指針の認定計画提出者が指定管理者とならない可能性はあるのか。

A 現在の与野公園の指定管理者の指定期限は令和6年3月末までであり、令和6年4月1日から、認定計画提出者が新たな指定管理者となるスキームとしている。

<結果>

本委員会において各委員から指摘のあった箇所を速やかに検討、修正後、委員長に確認をいただき、市長の答申を得たうえで、市としての指定管理者の選考方法を決定することが了承された。

以上